

○羽村・瑞穂地区学校給食組合行政不服審査条例 施行規則

平成 28 年 11 月 21 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、羽村・瑞穂地区学校給食組合行政不服審査条例（平成 28 年条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(写し又は書面の交付費用等)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する写し又は書面の交付に要する経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 電子複写機（単色刷り）により作成する場合 写し又は書面の交付 1 枚につき 10 円とし、日本工業規格 A 列 3 番（以下「A 3」という。）を超える規格の用紙を用いたときの写し又は書面の交付の枚数は、A 3 による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定し、合計金額に 10 円未満の端数が生じたときは、端数は切り捨てるものとする。この場合において、写し又は書面を用紙の両面に印刷したときは、片面を 1 枚として算定する。
- (2) 電子複写機（多色刷り）により作成する場合 写し又は書面の交付 1 枚につき 20 円とし、A 3 までの規格に限るものとする。この場合において、写し又は書面を用紙の両面に印刷したときは、片面を 1 枚として算定する。
- (3) 電磁的記録、フィルムその他の媒体に複写する場合 当該記録媒体の購入に要した費用
- (4) 送付に要する経費 当該送付に要する郵便料金相当額

(写し又は書面の交付費用の徴収)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項に規定する写し又は書面の交付及び送付に要する経費は、当該写し又は書面の交付及び送付を実施するときまでに徴収するものとする。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。